

行政刷新会議「事業仕分け第3弾」
特別会計WG評価結果

行政刷新会議「事業仕分け第3弾」(前半)評価結果一覧

10月27日(水) 第1日目

【ワーキンググループ A】

番号	特別会計名	事業名等		WG結論
1	貿易再保険特別会計	制度のあり方		< 枠組みのあり方(主体・区分経理) > 特別会計の廃止(国以外の主体に移管) 国家の保証等国の関与を確保 移行のための適正な経過期間 < 資金のあり方(積立金・剰余金の取扱い) > 抜本的見直し
2	労働保険特別会計	雇用保険二事業①	職業情報総合データベースの運営等	事業廃止
3(1)		雇用保険二事業②	①ジョブカード制度普及促進事業	事業廃止 (同様の政策目的を持った類似事業との整理統合を図り、OJTによる能力開発という本来の政策目的を実現できる新たな別の枠組みを設ける)
3(2)			②キャリア形成促進助成金(ジョブカード制度関連)	
3(3)			③介護雇用管理改善等対策費	予算の縮減を行った上で、見直しを行う
3(4)			④特定求職者雇用開発助成金	見直しを行う 予算要求については、実績をベースに、真のニーズに対応したものに限定
3(5)			⑤若年者等正規雇用化特別奨励金	
3(6)			⑥職業能力開発校施設整備費等補助金	
3(7)			⑦離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開	
4(1)		雇用保険二事業③	①(財)産業雇用安定センター(運営費補助)	運営費補助の廃止
4(2)			②(財)介護労働安定センター(交付金)	交付金の廃止
5			制度のあり方	

ワーキンググループ A

A-5

労働保険特別会計 制度のあり方について**評価者のコメント(評価シートに記載された特記事項)**

(特別会計の枠組みのあり方(主体・区分経理))

- 雇用保険二事業にまわす保険料財源については、雇用安定資金の中で、まず優先的に雇用調整助成金など雇用の維持につながる事業にまわすべき(その際には、雇用調整助成金以外の雇用保険二事業は大幅に圧縮すべき。安定資金の財源が足りずどうしても必要なものは一般会計で行う)。
- 一般会計で行っている事業と特別会計で行っている事業を精査し、統合できるものは統合し、受益と負担がもっとわかりやすい特別会計にすべき(雇用安定に直接貢献するもののみ限定)。
- 雇用勘定は雇用保険二事業を一般会計でやるべき。保険料→給付をシンプルにして適正化(雇用調整助成金を除く)、同様に労災社会復帰促進事業も一般会計でやるべき。保険料を適正化。
- 一般会計に保険料を繰入れて、保険給付のためにのみ特別会計に繰入れる。一般会計から失業保険への繰入れを廃止する。
- 業務取扱費について、ムダな財産処分を行い、積立金もしくは保険料設定改定へ。
- 資金の流れを簡素化すべき(保険料が徴収勘定を経由して労災、雇用勘定に繰り入れられているが、直接両勘定に入れるべき)。
- 労災・雇用勘定にある普通財産を一般会計に無償で移管すべき。
- 3勘定で計上されている事務取扱費の効率化の必要。
- 雇用保険二事業と未払賃金立替払制度は PDCA サイクルの評価・労使の意見を踏まえた上で一部廃止。
- 事業主負担ですべきではないものが多々ある。一部の事業は一般会計に統合すべき(独立行政法人への支出分等)。これによって保険料を引き下げ。
- 雇用保険の主たる給付を重視すべきであって、付帯事業ないし付帯給付は主たる給付の剰余金の範囲で考慮するのが本旨ではないか。したがって、雇用保険二事業については根本的に見直す必要があるのではないか。もし労働政策上必要があれば一般会計で行うべきではないか。労災勘定の独立行政法人への出資は廃止。
- 雇用保険二事業(雇用調整助成金を除く)は特別会計では廃止し、一般会計へ移管。一般会計へ一定の資金を特別会計から繰入れるルール作りが必要。
- 社会復帰促進等事業は特別会計としては廃止。

行政刷新会議「事業仕分け」

- 失業給付が赤字に陥ろうとしているのに、雇用調整助成金を除く二事業は廃止すべき。どうしてもやらなければならない事業は、一般会計でやるべき。
- 社会復帰促進事業は受益と負担の関係が崩れていて必要ない。
- 労災保険は認定を除いて自動車自賠責保険のように民営化・業務委託を検討すべき。
- 労災保険勘定については、民営化の検討をすべき。
- 雇用調整助成金以外の二事業を廃止。一般会計で実施すべき。社会復帰促進等事業の大部分も同様。
- 雇用勘定について、雇用保険二事業は雇用調整助成金を除き原則廃止(財政的にも維持不可能)。一般会計化。
- 労災勘定について、労災保険の業務の絞り込み。社会復帰促進等事業は大幅圧縮。保険料を可能な限り引き下げ。
- 保険事業、雇用調整助成金以外の事業は毎年度不用が立つものであるから、一般会計に統合。
- この特別会計を原資として取得した不要資産(不動産)を一部売却すべき。また独立行政法人への支出分は一般会計に統合すべき。

(特別会計の資金のあり方(積立金の取扱い))

- 雇用勘定の積立金の水準は弾力条項にある2倍を水準とすべき。労災勘定の積立金は必要額を充足している。これを超える分は保険料を下げるべき。有形固定資産の圧縮も必要。
- 失業等給付積立金は長期的に積立強化(失業給付に特化する)。
- 労災積立金は抜本的見直し(無駄な事業の圧縮を背景に保険料引き下げ原資とする)。
- 積立金の残高は十分な水準といえる。労災及び雇用勘定への一般会計からの繰入の必要性を見直すべき(労災については繰入れはやめ雇用については当面中止する)。
- ムダ事業となる可能性のある事業を一般会計とし、特別会計を保険→給付のシンプル化を図った上で、積立水準規模を精査すべき。そして保険料の適正水準を再検討し直すべきである。但し、一般財源からの投入は逆にやめるべき。
- 積立金についてはアクチュアリー的な計算をいろいろな観点からすべきではないか。

(特別会計の資金のあり方(剰余金の取扱い))

- 剰余金は本来受益者に返還すべき性質のものであろう。
- 事業を真に必要なものに限定し、労災保険の保険料を引き下げる。

WGの評価結果

枠組みのあり方(主体・区分経理)

雇用勘定に関し、雇用調整助成金以外の必要性の低い雇用保険二事業は、特別会計の事業としては行わない。労災保険の社会復帰促進

等事業については原則廃止

特別会計の廃止(一部事業の廃止) 11名
現状の制度を継続(見直し(ガバナンスの強化)) 1名

資金のあり方(積立金の取扱い)

現状維持

現状維持 7名
積立基準について、現在の残高の扱いも含め見直し 4名
積立金制度を抜本的に見直し 1名

資金のあり方(剰余金の取扱い)

事業の見直しにより剰余が生じた場合には、必要な積立金の水準を維持しつつ、受益者負担の引き下げを図るべき

現状維持 1名
受益者のために適切に活用 6名(うち負担の引下げ 5名、積立金に繰入 1名)
一般会計に繰り入れ 1名
抜本的に改善 1名

とりまとめ内容

(特別会計の枠組みのあり方(主体・区分経理))

特別会計の一部廃止の11人の方のほとんどの方が、雇用調整助成金以外の必要性の低い雇用保険二事業は、特別会計の事業としては行わないとの意見だった。労災保険の社会復帰促進事業については原則廃止という結論にさせていただく。

(特別会計の資金のあり方(積立金・剰余金の取扱い))

積立金ルールの扱いについては、現状維持・制度の仕組みについては肯定的という結論。事業の見直しにより剰余が生じた場合には、必要な積立金の水準を維持しつつ、受益者負担の引き下げを図るべきであるという考えが多い。